市町村議会で議決した意見書（平成27年３月議決分）

平成27年4月8日現在

No.	市町村名	件名	議決年月日
1	宮　古　市	被災者生活再建支援制度の拡充を求める意見書	H27.3.12
2	久　慈　市	被災者生活再建支援制度の拡充を求める意見書	H27.3.20
3	遠　野　市	ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書	H27.3.13
4	一　関　市	安心して暮らせる介護政策の充実を求める意見書	H27.3.12
5	陸前高田市	被災者生活再建支援制度の拡充を求める意見書の提出について	H27.3.17
6	陸前高田市	復興関連予算の継続と災害復旧事業期間の延長を求める意見書	H27.3.17
7	釜　石　市	米価下落等への対応を求める意見書	H27.3.20
8	二　戸　市	TPP交渉に関する意見書	H27.3.18
9	二　戸　市	「手話言語法」制定を求める意見書	H27.3.18
10	八幡平市	「手話言語法（仮称）」を求める意見書	H27.3.23
11	雫　石　町	安全・安心の医療・介護実現のための夜勤改善・大幅増員を求める意見書	H27.3.20
12	雫　石　町	「手話言語法」制定を求める意見書	H27.3.20
13	葛　巻　町	「手話言語法」制定を求める意見書	H27.3.16
14	矢　巾　町	「手話言語法」制定を求める意見書	H27.3.20
15	西和賀町	立憲主義を否定する集団的自衛権行使を容認する閣議決定を撤回し、それに伴う立法や政策を行わないよう求める意見書	H27.3.19
16	平　泉　町	集団的自衛権の行使容認に反対する意見書	H27.3.18
17	住　田　町	「手話言語法」の早期制定を求める意見書	H27.3.17
18	住　田　町	農業・農協改革に関する意見書	H27.3.17
19	山　田　町	手話言語法制定を求める意見書	H27.3.13
20	山　田　町	被災者生活再建支援制度の拡充を求める意見書	H27.3.13
21	岩　泉　町	被災者生活再建支援制度の拡充を求める意見書	H27.3.6
22	岩　泉　町	手話言語法の早期制定を求める意見書	H27.3.6

No.	市町村名	件名	議決年月日
23	田野畑村	手話言語法制定を求める意見書	H27.3.13
24	田野畑村	被災者生活再建支援制度の拡充を求める意見書	H27.3.13
25	普代村	被災者生活再建支援制度の拡充を求める意見書	H27.3.6
26	野田村	手話言語法制定を求める意見書	H27.3.19
27	野田村	被災者生活再建支援制度の拡充を求める意見書	H27.3.19
28	野田村	安心・安全の医療・介護実現のための夜勤改善・大幅増員を求める意見書	H27.3.19
29	野田村	「農業・農協改革」に関する意見書	H27.3.19
30	九戸村	「手話言語法」制定を求める意見書	H27.3.16
31	洋野町	被災者生活再建支援制度の拡充を求める意見書	H27.3.13
32	洋野町	安全・安心の医療・介護実現のための夜勤改善・大幅増員を求める意見書	H27.3.13
33	一戸町	「手話言語法」制定を求める意見書	H27.3.18
34	一戸町	県北地域中学生の多様な進路希望をかなえるために、県立一戸高等学校総合学科の充実を求める意見書	H27.3.18
35	一戸町	農業改革の見直しを求める意見書	H27.3.18
36	一戸町	集団的自衛権に関する閣議決定を撤回し、これに基づく法整備を行わないことを求める意見書	H27.3.18

市町村議会名	意見書の内容
宮　古　市	【議決年月日】平成 27 年 3 月 12 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣、内閣官房長官、内閣府特命担当大臣（防災）、復興大臣 【件　　　名】被災者生活再建支援制度の拡充を求める意見書 東日本大震災津波から４年が経過したが、この間、本格的な復興に向けた基盤づくりが進んだ一方、甚大な被害の爪痕は深く、いまだに多くの被災者が応急仮設住宅やみなし仮設住宅での不自由な暮らしを余儀なくされている状況にある。 住宅を再建し住み慣れた地域で生活することが被災者の最大の願いであるとともに、このことは、地域への定住を促し人口流出を防ぎ、地域の活力や地域コミュニティの維持のためにも重要な意味を持つものである。 被災者生活再建支援法では、全壊家屋の再建に最大 300 万円が支給されるが、東日本大震災津波の被災地では、現行制度だけでは不十分であり、住宅再建や住宅確保が進んでいないため、自宅再建が難しい高齢者や生活困窮者など被災者個々の実情に合わせた支援策が必要であるとともに、全国各地で頻発している局地的な自然災害による被災者に対しても、等しく救助の手を差し伸べられるような施策にすることが必要である。 よって、国においては、東日本大震災津波による被災者の生活再建の推進や局地的な自然災害による被災への支援の充実を図るため次の措置を講ずるよう強く要望する。 記 1　被災者生活再建支援金の最高額を 500 万円に引き上げること。 2　被災者生活再建支援法金の支給について、半壊を対象に含めるなど支給対象を拡大するとともに、局地的な災害にも対応できるよう支給要件を緩和すること。 3　被災者生活再建支援金の支給の拡充にあたっては、国の負担割合を引き上げること。 4　自宅再建の難しい被災者に対して、災害公営住宅への入居に係る負担軽減等を含めた居住確保のための総合的な支援策を実情に合わせて拡充すること。 以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
久　慈　市	【議決年月日】平成 27 年 3 月 20 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣、内閣官房長官、内閣府特命担当大臣（防災）、復興大臣 【件　　　名】被災者生活再建支援制度の拡充を求める意見書 東日本大震災津波から４年が経過したが、この間、本格的な復興に向けた基盤づくりが進んだ一方、甚大な被害の爪痕は深く、いまだに多くの被災者が応急仮設住宅やみなし仮設住宅での不自由な暮らしを余儀なくされている状況にある。 住宅を再建し住み慣れた地域で生活することが被災者の最大の願いであるとともに、このことは、地域への定住を促し人口流出を防ぎ、地域の活力や地域コミュニティーの維持のためにも重要な意味を持つものである。 被災者生活再建支援法では、全壊家屋の再建に最大 300 万円が支給されるが、東日本大震災津波の被災地では、現行制度だけでは不十分であり、住宅再建や住宅確保が進んでいないため、自宅再建が難しい高齢者や生活困窮者など被災者個々の実情に合わせた支援策が必要であるとともに、全国各地で頻発している局地的な自然災害による被災者に対しても、等しく救助の手を差し伸べられるような施策にすることが必要である。 よって、国においては、東日本大震災津波による被災者の生活再建の推進や局地的な自然災害による被災への支援の充実を図るため次の措置を講ずるよう強く要望する。 記 1　被災者生活再建支援金の最高額を 500 万円に引き上げること。 2　被災者生活再建支援金の支給について、半壊を対象に含めるなど支給対象を拡大するとともに、局地的な災害にも対応できるよう支給要件を緩和すること。 3　被災者生活再建支援金の支給の拡充に当たっては、国の負担割合を引き上げること。 4　自宅再建の難しい被災者に対して、災害公営住宅への入居に係る負担軽減等を含めた居住確保のための総合的な支援策を実情に合わせて拡充すること。 上記のとおり、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
遠　野　市	【議決年月日】平成 27 年 3 月 13 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣 【件　　　名】ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書 我が国において、ウイルス性肝炎、特にＢ型肝炎及びＣ型肝炎の患者が合計 350 万人以上とされるほどまん延しており、国の責めに帰すべき事由等によるものであるということは、肝炎対策基本法、特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるＣ型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法並びに特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法でも確認されているところであり、国の法的責任は明確になっている。 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成は、現在、肝炎治療特別促進事業として実施されているが、対象となる医療が、Ｂ型肝炎及びＣ型肝炎に係るウイルスの除去等を目的とした抗ウイルス療法であるインターフェロン治療とＢ型肝炎の核酸アナログ製剤治療に限定されているため、医療費助成の対象から外れている患者が相当数に上る。特に、肝硬変及び肝がん患者は、高額の医療費を負担せざるを得ないだけではなく、就労不能の者も多く、生活に困難を来している。 また、肝硬変を中心とする肝疾患も身体障害者福祉法上の障害認定(身体障害者手帳)の対象とされているものの、医学上の認定基準が極めて厳しいため、亡くなる直前でなければ認定されないといった実態が報告されるなど、現在の制度は、肝炎患者に対する生活支援の実効性を発揮していないとの指摘がなされているところである。 他方、平成23年12月の特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の制定時には、とりわけ肝硬変及び肝がんの患者に対する医療費助成を含む支援の在り方について検討を進めることとの附帯決議がなされたが、国においては、肝硬変及び肝がん患者に対する医療費助成を含む生活支援について、何ら新たな具体的措置を講じていない。 肝硬変及び肝がん患者は、毎日 120 人以上が亡くなっており、医療費助成を含む生活支援の実現は、一刻の猶予も許されない課題である。 よって、国においては、ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成を含む生活支援を拡充するため、次の事項について、速やかに必要な措置を講ずるよう強く要望する。 1　ウイルス性肝硬変・肝がんに係る医療費助成制度を創設すること。 2　身体障害者福祉法上の肝機能障害による身体障害者手帳の認定基準を緩和し、患者の実態に応じた認定制度にすること。 以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
一　関　市	【議決年月日】平成 27 年 3 月 12 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣 【件　　　名】安心して暮らせる介護政策の充実を求める意見書 当市は、全国平均はもとより、県平均を上回る急速な勢いで高齢化社会を迎えている。 当市の特別養護老人ホームの在宅入所待機者は、平成 26 年度で 328 人、うち早期に入所が必要な方は 216 人となっている。 このような状況の中、一関地区広域行政組合が策定した平成 24 年度から 26 年度までの第 5 期介護保険事業計画の施設整備計画では、計画を達成しない状況である。 さらに、平成 27 年度からの第 6 期介護保険事業計画においても、施設等全体の定員 479 人の整備を計画しているが、各事業者においては、介護報酬の減額改定で、その目標達成の見通しは立たない。 介護報酬の改定では、平成 27 年度からの全体では 2.27%の引き下げが実施され、とりわけ、特別養護老人ホームは５％ほど、老人保健施設では３％ほどが引き下げられる。 また、この介護報酬改定では、介護職員処遇改善で月額 12,000 円の拡充も打ち出されたが、報酬全体が削減となり、経営が不安定化になる可能性があり、介護職員の処遇改善、確保に直ちに効果があるか見通しが立たない状況にある。 介護保険制度は、2000 年の開始時には、介護費用が 3 兆 6 千億円から 2014 年度は 10 兆円超まで膨らんだ。しかし、このような状況は制度開始時から想定されたことであり、介護費用の伸びを抑制することも必要だが、その結果、経営悪化で事業者が撤退しては、高齢者やその家族が深刻な影響を受けかねない。 従って、国においては、高齢化社会が一層進展する状況を踏まえ、安心して暮らせる介護政策を充実されるよう強く求める。 以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
陸前高田市	【議決年月日】平成 27 年 3 月 17 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、復興大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣 【件　　　名】被災者生活再建支援制度の拡充を求める意見書 東日本大震災から４年が経過しましたが、多くの被災者が今なお、応急仮設住宅やみなし仮設住宅に暮らしています。一日でも早く安心できる住まいや生活空間を得て、この地域で暮らすことが被災者の最大の願いです。 住宅の再建は、一人ひとりの被災者の生活再建の要であるとともに、地域全体の復興を左右する重要な課題です。住宅再建への支援は、地域への定住を促し人口流出を防ぎ、地域の活力やコミュニティを保つために、不可欠な公共性のある施策です。宅地整備や災害公営住宅建築も進み、やっと仮設住宅からの移転が本格的に始まるこれからの施策の充実が、特にも重要です。 被災者生活再建支援法は、2 度の改正を経て全壊家屋の再建に最大 300 万円が支給されますが、東日本大震災の被災地では、現行制度だけでは不十分であり、住宅再建や住宅確保が進みません。加えて、高齢者や生活困窮者など自宅再建が難しい人もおり、東日本大震災の実情にあわせた支援策が必要です。 また、昨今では全国各地でゲリラ豪雨や竜巻など局地的な災害も頻発していますが、こうした自然災害に対して、国民が等しく救助の手を差し伸べられるような施策にすることも求められます。 つきましては、一日も早い復興と被災者の願いをかなえるために、下記の項目について強く求めます。 記 1　被災者生活再建支援金の最高額を、500 万円に引き上げること。 2　被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給について、半壊を対象に含めるなど支給対象を拡大するとともに、局地的な災害にも対応できるよう支給要件を緩和すること。 3　当該支援金の支給の拡充にあたっては、国の負担割合を引き上げること。 4　自宅再建の難しい被災者に対して、災害公営住宅への入居に係る負担軽減等を含めた総合的な居住確保のための支援策を実情にあわせて拡充させること。 以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
陸前高田市	【議決年月日】平成 27 年 3 月 17 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、復興大臣、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、農林水産大臣 【件　　　名】復興関連予算の継続と災害復旧事業期間の延長を求める意見書 三陸沿岸地域一帯は、東日本大震災による大津波により、住民の生活をはじめ、産業、教育、文化等あらゆる分野を支える社会資本が壊滅的な打撃を受け、現在、本格的な復興に向け、各種事業を推進しているところです。 陸前高田市においても、平成 23 年 12 月に計画期間を平成 30 年度までとする震災復興計画を策定し、市民一丸となって復旧・復興に向けた取組みを進めているところでありますが、被災規模が甚大であること、また、資材不足や人材不足等に伴う建設工事の遅れなどにより、復興事業の推進は、これからが本格化することになります。 国においては、これまで集中復興期間を平成 27 年度までとして復興事業を推進してきたところであり、今般、集中復興期間終了後の財源について、「地方自治体の負担の在り方を含め次の５年の新たな枠組みを策定する。」等、被災地支援を見直す考えが示されているところでありますが、本市をはじめとする被災地においては、平成２７年度までにすべての事業を完了させることは非常に困難な状況であります。 つきましては、国におかれましては、平成 28 年度以降も復興交付金制度の継続と災害復旧事業期間の延長とともに、これら復興予算に対する震災復興特別交付税による取崩し型復興基金の追加的な財政支援措置につきましても、復旧・復興が完了するまで、これまで同様に継続されますよう強く求めます。 以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

<table>
<tr><th>市町村議会名</th><th>意見書の内容</th></tr>
<tr><td>釜　石　市</td><td>【議決年月日】平成 27 年 3 月 20 日
【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣
【件　　　名】米価下落等への対応を求める意見書

　当市の営農振興は、米政策等の見直しに対応し、生産数量目標に即した生産や、水田フル活用による水田活用米穀の取り組みを推進する等、米の需給調整に積極的に取り組んでいます。
　しかしながら、26年産米の価格下落と米の直接支払交付金の減額により、農地の集積をすすめてきた大規模な担い手ほど被る影響は大きく、こうした深刻な状況は、本市の農業・稲作農家の経営に甚大な影響を及ぼすだけでなく、「新たな農業・農村政策」の取り組みにも影響を及ぼすものと考えられております。
　農業者が営農意欲を失うことなく、持続的に農業に取り組むことができる環境を整備するためには、政府主導による米の需給及び価格の安定対策が必要であり、将来にわたって安定的な稲作経営を展望できるよう、次の措置を講じるよう強く要望します。

記

１　米過剰在庫緊急対策を実施すること。
２　26年産米ナラシ対策への十分な対応をすること。
３　特例措置を含めたナラシ対策等の適切な運用をすること。
４　飼料用米の生産拡大に向けた環境整備と長期的・継続的な支援の確保をすること。
５　将来展望の描ける総合的な水田農業政策を確立すること。

　以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。</td></tr>
</table>

市町村議会名	意見書の内容
二　戸　市	【議決年月日】平成 27 年 3 月 18 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、 内閣府特命担当大臣（経済財政政策）、農林水産大臣 【件　　　名】ＴＰＰ交渉に関する意見書 昨年末に合意をめざしたＴＰＰ交渉は、日米間はもとより、交渉参加国の深刻な利害対立から、合意を断念せざるを得ませんでした。ＴＰＰは農林漁業への甚大な影響のみならず食品の安全、医療制度、保険など、国民生活に広く影響を及ぼし、ＩＳＤ条項によって国家主権が脅かされるなど、ＴＰＰに対する国民の懸念が広がっているもとで、合意を断念したことは当然でした。 しかし、春の段階でのＴＰＰ合意をめざすオバマ政権は、年明けから日米事務レベル協議を再開し、安倍内閣も日米が連携して交渉を促進する立場を繰り返し表明するなど、依然として緊迫した状況にあります。 政府はこの間、交渉にあたっては農産品５品目の関税撤廃が除外できない場合は交渉から離脱すること等を明記した衆参両院の農林水産委員会決議を遵守することを約束し、与党も一連の選挙公約で繰り返し同様のことを国民に約束してきました。 しかし、現実には、日本政府が国益を明け渡す譲歩を繰り返しているのに対し、アメリカはひとつ譲ればふたつよこせ、ふたつ譲れば全部よこせとばかりに、全面譲歩を要求しています。こうした交渉を続ければ日本がさらに譲歩し、国益を全面的に投げ捨てることにつながりかねません。もはや国益を守るためには交渉から撤退する以外にありません。 以上のことからＴＰＰ交渉に関する国会決議を遵守し、守れない場合は、交渉から撤退するよう地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
二　戸　市	【議決年月日】平成 27 年 3 月 18 日 【提　出　先】内閣総理大臣 【件　　　名】「手話言語法」制定を求める意見書 手話とは、日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系をもつ言語である。手話を使うろう者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきた。 しかしながら、ろう学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史があった。 2006（平成 18）年 12 月に採択された国連の障害者権利条約には、「手話は言語」であることが明記されている。 障害者権利条約の批准に向けて日本政府は国内法の整備を進め、2011（平成 23）年 8 月に成立した「改正障害者基本法」では「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められた。 また、同法第 22 条では国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務づけており、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、きこえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要であると考える。 よって二戸市議会は、政府と国会が下記事項を講ずるよう強く求めるものである。 記 手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、きこえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした「手話言語法（仮称)」を制定すること。 以上、地方自治法第 99 条の規定により、本意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
八幡平市	【議決年月日】平成 27 年 3 月 20 日 【提　出　先】内閣総理大臣 【件　　　名】「手話言語法（仮称)」制定を求める意見書 手話とは、日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系を持つ言語です。手話を使うろう者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきました。しかしながら、ろう学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史があります。 平成 18 年 12 月に採択された国連の障害者権利条約には、「手話は言語」であることが明記されています。 障害者権利条約の批准に向けて日本政府では国内法の整備を進め、平成 23 年８月に成立した「改正障害者基本法」では「全ての障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められました。 また、同法第 22 条では国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務づけており、一刻も早い法整備を国として実現することが必要であると考えます。 よって本議会は、政府と国会が下記事項を講ずるよう強く求めます。 記 手話が音声言語と対等であることを広く国民に広め、きこえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することができる環境整備を目的とした「手話言語法（仮称)」を制定すること。 以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
雫　石　町	【議決年月日】平成 27 年 3 月 20 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣、岩手県知事 【件　　　名】安全・安心の医療・介護実現のための夜勤改善・大幅増員を求める意見書 東日本大震災では、「医療崩壊」「介護崩壊」の実情が改めて明らかになり、その中で医師、看護師、介護職員など医療・福祉労働者の人手不足も浮き彫りになりました。 厚生労働省が 2011 年 6 月 17 日に発した「看護師等の『雇用の質』の向上のための取り組みについての通知（5 局長通知）」では、「看護師等の勤務環境の改善なくして、持続可能な医療提供体制や医療安全の確保は望めない。夜勤・交替制労働者等の勤務環境改善は、喫緊の課題」としています。安全・安心の医療・介護のためにも、看護師など夜勤・交替制労働者の増員と、労働環境の改善のために、法規制が必要です。 震災からの復興、地域医療再生のためにも、医療・社会保障予算を先進国並みに増やし、国民の負担を減らすことが求められています。 医師・看護師・介護職員等の増員を実現し、安全でゆきとどいた医療・看護・介護の拡充を図るための対策を講じられるよう、下記の事項について要望します。 記 １．看護師など夜勤交替制労働者の労働時間を、１日８時間、週 32 時間、勤務間隔 12 時間以上とし、労働環境を改善すること。 ２．医師・看護師・介護職員等を、大幅に増やすこと。 ３．国民（患者・利用者）の自己負担を減らし、安全・安心の医療・介護を実現すること。 以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
雫　石　町	【議決年月日】平成 27 年 3 月 20 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣 【件　　　名】「手話言語法」制定を求める意見書 手話とは、日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系を持つ言語であります。手話を使うろう者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきました。 しかしながら、ろう学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史があります。 平成 18 年 12 月に採択された国連の障害者権利条約には、「手話は言語」であることが明記されています。 障害者権利条約の批准に向けて日本政府では国内法の整備を進め、平成 23 年 8 月に成立した「改正障害者基本法」では「すべての障害者は、可能な限り、言語（手話を含む）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められました。 また、同法第 22 条では国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務づけており、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、きこえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要であると考えます。 よって下記事項について早期に実現するよう強く求めるものであります。 記 1．手話が音声言語と対等であることを広く国民に広め、きこえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することができる環境整備を目的とした「手話言語法（仮称）」を制定すること。 以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
葛　巻　町	【議決年月日】平成 27 年 3 月 16 日 【提　出　先】内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、衆議院議長、参議院議長 【件　　　名】「手話言語法」制定を求める意見書 手話とは、日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系をもつ言語である。手話を使うろう者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきた。 しかしながら、ろう学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史があった。 2006（平成 18）年 12 月に採択された国連の障害者権利条約には、「手話は言語」であることが明記されている。 障害者権利条約の批准に向けて日本政府は国内法の整備を進め、2011（平成 23）年８月に成立した「改正障害者基本法」では「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められた。 また、同法第 22 条では国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務づけており、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、きこえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要であると考える。 よって、政府と国会が下記事項を講ずるよう強く求めるものである。 記 手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、きこえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした「手話言語法(仮称)」を制定すること。 以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
矢　巾　町	【議決年月日】平成 27 年 3 月 20 日 【提　出　先】内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、衆議院議長、参議院議長 【件　　　名】「手話言語法」制定を求める意見書 手話とは、日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系をもつ言語であります。手話を使うろう者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきました。しかしながら、ろう学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史があります。 平成 18 年 12 月に採択された国連の障害者権利条約には、「手話は言語」であることが明記されています。 障害者権利条約の批准に向けて日本政府では国内法の整備を進め、平成 23 年８月に成立した「改正障害者基本法」では「全ての障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められました。 また、同法第 22 条では国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務づけており、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要であると考えます。 よって本議会は、政府と国会が下記事項を講ずるよう強く求めるものであります。 記 手話が音声言語と対等であることを広く国民に広め、きこえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することができる環境整備を目的とした「手話言語法（仮称)」を制定すること。 以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
西 和 賀 町	【議決年月日】平成 27 年 3 月 19 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、防衛大臣、内閣法制局長官 【件　　　名】立憲主義を否定する集団的自衛権行使を容認する閣議決定を撤回し、それに伴う立法や政策を行わないよう求める意見書 我が国の歴代政権は、憲法９条において許容されている自衛権の行使は我が国を防衛するために必要最小限の範囲のものに留めるべきとの考えを踏襲してきた。 しかし、現在の安倍政権においては「与党と議論し、政府として責任を持って閣議決定を行い、その上で国会で議論いただきたい」と述べ、国民の代表によって構成される国会審議を経ず、内閣の一存で集団的自衛権を行使する旨の考えを示した。 このように一内閣の考えだけで憲法の解釈を変更することは、国民の理解が得られるとは言い難く、とりわけ集団的自衛権を巡る議論は、これまでの国会においても積み重ねられてきており、この意見を無視して強引に解釈を変えることは国会答弁を形骸化させるものである。 したがって、政府は一内閣の考えだけをもって集団的自衛権の行使を容認することではなく、これまでの見解を堅持し、集団的自衛権の行使を容認する閣議決定を撤回し、行使を可能とする立法や政策を行わないよう強く要望する。 以上、地方自治法第 99 条の規定により提出する。

市町村議会名	意見書の内容
平　泉　町	【議決年月日】平成 27 年 3 月 18 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣、内閣官房長官 【件　　　名】集団的自衛権の行使容認に反対する意見書 国は、立憲主義を否定する集団的自衛権の行使を認めずに、憲法を守り、生かすよう強く要望する。 理由 政府は、これまで歴代政権が憲法上できないものとしてきた集団的自衛権の行使を可能とする閣議決定を行った。しかも、憲法改正を国民に問うものでもなく、また、立法府であり国権の最高機関である国会での議論も行わずに、与党内で調整をしたのみで行われたものである。 日本国憲法は、過去の悲惨な戦争と専制政治を反省し、人々の平和と民主主義の渇望の中から生まれ、国民主権主義、人権尊重主義、平和主義を基本原理とし、権力保持者の恣意によることなく、法に従って権力が行使されるべきであるという政治原則（立憲主義）を規定している。それを時々の政府の都合で解釈を変えられるようになれば、憲法は憲法でなくなり、これまでの国のかたちを大きく変えるだけでなく、民主主義を大本から破壊することにつながるものと言える。 よって、国においては、戦争のない平和な日本、平和なアジアと世界を目指す立場から、現憲法下において集団的自衛権の行使を可能とする全ての立法や政策を行わないよう強く要望する。 以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
住　田　町	**【議決年月日】**平成 27 年 3 月 17 日 **【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣** **【件　　　名】「手話言語法」の早期制定を求める意見書** 手話は、日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系を持つ言語である。手話を使うろう者にとって、手話は聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきた。しかし、これまで長い間、手話は言語として法律上認められてこなかった。 その後、平成 18（2006）年 12 月に採択された国連の障害者権利条約に、「手話は言語」であることが明記され、日本では、平成 23（2011）年８月に制定された「障害者基本法」に「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と明記された。 この障害者基本法の第 22 条では、国・地方公共団体に対し、情報保障施策を義務付けていることから、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に知らしめることはもとより、聞こえない子どもが手話を身に付け、手話で学べ、自由に手話が使えるための機会が平等に確保され、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要であると考える。 よって、下記事項について早期に実現するよう強く要望する。 記 手話が音声言語と対等な言語であることを国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使えるための機会が平等に確保され、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした「手話言語法(仮称)」を制定すること。 以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
住　田　町	【議決年月日】平成 27 年 3 月 17 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣 【件　　　名】農業・農協改革に関する意見書 政府は、平成26年6月に、「農林水産業・地域の活力創造プラン」を改定し、農林水産業の産業としての競争力を強化するため、農山漁村の有する潜在力を発揮する施策を進めるとしている。 改定プランでは、農業の成長産業化に向けて、農協制度に関する見直し事項が整理され、単位農協の機能強化、独自性の発揮が必要とされている。 また、連合会、中央会は、単位農協の補完機能という観点から制度を見直すとするなど、自己改革の実行を強く要請している。 改革プランによる単位農協の組合員、地域社会への影響としては、総合事業の分断による農業者の営農、生活支援の資金調達に対する影響や地域におけるライフラインとしての機能低下、正組合員の意向に反した運営などが懸念される。 また、連合会の株式会社化は、利益最優先の事業展開、不採算事業からの撤退などの影響、中央会制度については、代表、総合調整機能や農政の推進、単位農協の経営指導等の機能発揮への影響が懸念される。 政府は、自己改革を基本としつつも、所要の法整備を行うとしており、今後の政府の取りまとめいかんでは、前述した懸念が現実化するおそれがあり、地域における農業振興、地域社会への混乱が危惧されるところである。 よって、農業・農協改革について、下記の事項を強く求める。 記 １　食料自給率の向上を目指すこと。 ２　協同組合の自主性を守り、農協の株式会社等への組織改編、独占禁止法の適用除外を含め、強制的に法律を押し付けないこと。 ３　「農協改革」は、地域経済やインフラを破壊し、農協労働者はじめ地域雇用を奪うものであり、中止すること。 ４　農業委員会の公選制を維持し、農業委員会の機能を充実すること。 ５　所有方式による企業の農業参入など、農地制度の改定は見直すこと。 ６　農業・農協改革の実施は、農家、組合員、組織の総意に基づく自己改革を尊重すること。 以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
山　田　町	【議決年月日】平成 27 年 3 月 13 日 【提　出　先】内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長、総務大臣、厚生労働大臣 文部科学大臣 【件　　　名】手話言語法制定を求める意見書 手話とは、日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系を持つ言語である。手話を使うろう者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきた。しかしながら、ろう学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史があった。 平成18年12月に採択された国連の障害者権利条約には、「手話は言語」であることが明記されている。日本政府は障害者権利条約の批准に向けて国内法の整備を進め、平成23年8月に成立した「改正障害者基本法」では、「すべて障害者は可能な限り言語(手話を含む)その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められた。また、同法第22条では国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務付けており、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもなどが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要であると考える。 以上のことから、次の事項を実施するよう強く求める。 記 手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもなどが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした「手話言語法」を制定すること。 以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
山　田　町	【議決年月日】平成 27 年 3 月 13 日 【提　出　先】内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長、内閣府特命担当大臣（防災） 【件　　　名】被災者生活再建支援制度の拡充を求める意見書 東日本大震災の発生から４年がたつが、岩手県では２万人以上もの被災者が今なお、応急仮設住宅に暮らしている。１日でも早く、安心できる住まいや生活空間を得て、この地域で暮らすことが、被災者の最大の願いである。 住宅の再建は、一人ひとりの被災者の生活再建のかなめであるとともに、地域全体の復興を左右する重要な課題である。住宅再建への支援は、地域への定住を促し、人口流出を防ぎ、地域の活力やコミュニティを保つために不可欠な公共性のある施策だ。宅地整備や災害復興住宅建築も進み、やっと仮設住宅からの移転が本格的に始まるこれからの施策の充実が特にも重要である。 被災者生活再建支援法は、２度の改正を経て全壊家屋の再建に最大300万円が支給されるが、東日本大震災の被災地では、現行制度だけでは不十分であり、住宅再建や住宅確保が進んでいない。加えて、高齢者や生活困窮者など自宅再建が難しい人もおり、東日本大震災の実情に合わせた支援策が必要と考えられる。 以上のことから、次の事項を実施するよう強く求める。 記 １　被災者生活再建支援金の最高額を、500万円に引き上げること。 ２　被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給について、半壊を対象に含めるなど支給対象を拡大するとともに、局地的な災害にも対応できるよう支給要件を緩和すること。 ３　当該支援金の支給の拡充にあたっては、国の負担割合を引き上げること。 ４　住宅再建の難しい被災者に対して、災害公営住宅への入居に係る負担軽減等を含めた総合的な居住確保のための支援策を実情にあわせて拡充させること。 以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
岩　泉　町	【議決年月日】平成 27 年 3 月 6 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣、内閣官房長官、内閣府特命担当大臣（防災）、復興大臣 【件　　　名】被災者生活再建支援制度の拡充を求める意見書 東日本大震災津波から４年が経過しようとしています。この間、本格的な復興に向けた基盤づくりが進んだ一方、甚大な被害の爪痕は深く、いまだに多くの被災者が仮設住宅での不自由な暮らしを余儀なくされている状況にあります。 住宅を再建し、住み慣れた地域で生活することが被災者の最大の願いであり、このことは、地域への定住を促し、人口流出を防ぎ、地域の活力や地域コミュニティーの維持のためにも重要な意味を持つものであります。 被災者生活再建支援法では、全壊家屋の再建に最大300万円が支給されますが、東日本大震災津波の被災地では、現行制度だけでは不十分な状況です。自宅再建が難しい高齢者や生活困窮者など被災者個々の実情に合わせた支援策が必要であるとともに、全国各地で頻発している局地的な自然災害による被災者に対しても、等しく救助の手を差し伸べられるような施策にすることが必要です。 よって、国においては、東日本大震災津波による被災者の生活再建の推進や局地的な自然災害による被災への支援の充実を図るため、次の措置を講ずるよう強く要望します。 記 １　被災者生活再建支援金の最高額を500万円に引き上げること。 ２　被災者生活再建支援金の支給について、半壊を対象に含めるなど支給対象を拡大するとともに、局地的な災害にも対応できるよう支給要件を緩和すること。 ３　被災者生活再建支援金の支給の拡充に当たっては、国の負担割合を引き上げること。 ４　自宅再建の難しい被災者に対して、災害公営住宅への入居に係る負担軽減等を含めた居住確保のための総合的な支援策を実情に合わせて拡充すること。 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
岩　泉　町	【議決年月日】平成 27 年 3 月 6 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学省、厚生労働大臣、総務大臣 【件　　　名】手話言語法の早期制定を求める意見書 手話とは、言葉を音声ではなく、手や指、体などの動きや顔の表情により表現する独自の語彙や文法体系を持つ視覚言語です。手話を使うろう者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、情報獲得とコミュニケーションの大切な手段です。 平成 18 年 12 月の国連総会で採択された障害者権利条約には、「手話は言語」であることが明記されています。 政府は、障害者権利条約の批准に向けて国内法の整備を進め、平成 23 年 8 月に成立した「改正障害者基本法」で「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められました。 また、同法第 22 条では、国及び地方公共団体に対して情報の利用におけるバリアフリー化施策を義務付けていることから、ろう者が自由に手話を使える環境整備を国として実現する必要があります。 よって、国においては、下記事項を実現するよう強く求めます。 記 手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、ろう者が社会で暮らし生きていくために必要な情報の提供やコミュニケーションを保障し、自由に手話が使える社会環境整備を目的とした「手話言語法（仮称)」を早期に制定すること。 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
田野畑村	【議決年月日】平成 27 年 3 月 13 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣 【件　　　名】手話言語法制定を求める意見書 手話とは、言語を音声ではなく、手や指、体などの動きや顔の表情により表現する独自の語彙や文法体系をもつ言語である。「音声が聞こえない」、「音声で話すことができない」ろう者にとって手話は、聞こえる人たちの音声言語と同様に大切な情報獲得とコミュニケーションの手段となる言語である。 平成 18 年 12 月に国連総会において障害者権利条約が採択され、手話が言語として国際的に認知された。 政府は障害者権利条約の批准に向けて国内法の整備を進め、平成23年8月に成立した「改正障害者基本法」で、「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定め、手話は言語に含まれることを明記した。 さらに、同法第 22 条では国及び地方公共団体に対して情報の利用におけるバリアフリー化施策を義務付けていることから、手話が音声言語と対等な言語であることを示し、日常生活、職場、教育の場で手話を使った情報の提供やコミュニケーションが保障され、ろう者が社会に自由に参加できる環境整備を国として実現する必要がある。 よって、国においては、上記の内容を盛り込んだ「手話言語法」を早期に制定するよう強く要望する。 以上、地方自治法第 99 条の規定による意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
田野畑村	【議決年月日】平成 27 年 3 月 13 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣、内閣官房長官、内閣府特命担当大臣（防災担当）、復興大臣 【件　　　名】被災者生活再建支援制度の拡充を求める意見書 東日本大震災津波から４年が経過したが、この間、本格的な復興に向けた基盤づくりが進んだ一方、甚大な被害の爪痕は深く、いまだに多くの被災者が応急仮設住宅やみなし仮設住宅での不自由な暮らしを余儀なくされている状況にある。 住宅を再建し住み慣れた地域で生活することが被災者の最大の願いであるとともに、このことは、地域への定住を促し人口流出を防ぎ、地域の活力や地域コミュニティーの維持のためにも重要な意味を持つものである。 被災者生活再建支援法では、全壊家屋の再建に最大 300 万円が支給されるが、東日本大震災津波の被災地では、現行制度だけでは不十分であり、住宅再建や住宅確保が進んでいないため、自宅再建が難しい高齢者や生活困窮者など被災者個々の実情に合わせた支援策が必要であるとともに、全国各地で頻発している局地的な自然災害による被災者に対しても、等しく救助の手を差し伸べられるような施策にすることが必要である。 よって、国においては、東日本大震災津波による被災者の生活再建の推進や局地的な自然災害による被災への充実を図るため次の措置を講ずるよう強く要望する。 記 １　被災者生活再建支援金の最高額を 500 万円に引き上げること。 ２　被災者生活再建支援金の支給について、半壊を対象に含めるなど支給対象を拡大するとともに、局地的な災害にも対応できるよう支給要件を緩和すること。 ３　被災者生活再建支援金の支給の拡充に当たっては、国の負担割合を引き上げること。 ４　自宅再建の難しい被災者に対して、災害公営住宅への入居に係る負担軽減等を含めた居住確保のための総合的な支援策を実情に合わせて拡充すること。 上記のとおり、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
普　代　村	【議決年月日】平成 27 年 3 月 6 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣、内閣官房長官、内閣府特命担当大臣（防災）、復興大臣 【件　　　名】被災者生活再建支援制度の拡充を求める意見書 東日本大震災津波から 4 年が経過したが、この間、本格的な復興に向けた基盤づくりが進んだ一方、甚大な被害の爪痕は深く、いまだに多くの被災者が応急仮設住宅やみなし仮説住宅での不自由な暮らしを余儀なくされている状況にある。 住宅を再建し住み慣れた地域で生活することが被災者の最大の願いであるとともに、このことは、地域への定住を促し人口流出を防ぎ、地域の活力や地域コミュニティーの維持のためにも重要な意味を持つものである。 被災者生活再建支援法では、全壊家屋の再建に最大 300 万円が支給されるが、東日本大震災津波の被災地では、現行制度だけでは不十分であり、住宅再建や住宅確保が進んでいないため、自宅再建が難しい高齢者や生活困窮者など被災者個々の実情に合わせた支援策が必要であるとともに、全国各地で頻発している局地的な自然災害による被災者に対しても、等しく救助の手を差し伸べられるような施策にすることが必要である。 よって、国においては、東日本大震災津波による被災者の生活再建の推進や局地的な自然災害による被災への支援の充実を図るため次の措置を講ずるよう強く要望する。 1　被災者生活再建支援金の最高額を 500 万円に引き上げること。 2　被災者生活再建支援金の支給について、半壊を対象に含めるなど支給対象を拡大するとともに、局地的な災害にも対応できるよう支給要件を緩和すること。 3　被災者生活再建支援金の支給の拡充に当たっては、国の負担割合を引き上げること。 4　自宅再建の難しい被災者に対して、災害公営住宅への入居に係る負担軽減等を含めた居住確保のための総合的な支援策を実情に合わせて拡充すること。 上記のとおり地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
野　田　村	【議決年月日】平成 27 年 3 月 19 日 【提　出　先】内閣総理大臣、内閣官房長官、衆議院議長、参議院議長、文部科学大臣、厚生労働大臣 【件　　　名】手話言語法制定を求める意見書 手話は、日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系を持つ言語です。手を使うろう者にとって、手話は聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきました。しかし、これまで長い間、手話は言語として法律上認められていません。 その後、平成18年12月に採択された国連の障害者権利条約に、「手話は言語」であることが明記され、日本では、平成23年８月に制定された「障害者基本法」に「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と明記されました。 この障害者基本法の第22条では、国・地方公共団体に対し、情報保障施策を義務付けていることから、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に知らしめることはもとより、聞こえない子どもが手話を身に付け、手話で学べ、自由に手話が使えるための機会が平等に確保され、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要であると考えます。 よって、下記事項について早期に実現するよう強く要望します。 記 手話が音声言語と対等な言語であることを国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使えるための機会が平等に確保され、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした「手話言語法（仮称）」を制定すること。 以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき意見書を提出いたします。

市町村議会名	意見書の内容
野　田　村	【議決年月日】平成 27 年 3 月 19 日 【提　出　先】内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣、内閣官房長官、内閣特命担当大臣（防災）、復興大臣 【件　　　名】被災者生活再建支援制度の拡充を求める意見書 東日本大震災津波から４年が経過しましたが、この間、本格的な復興に向けた基盤づくりが進んだ一方、甚大な被害の爪痕は深く、いまだ多くの被災者が応急仮設住宅やみなし仮設住宅での不自由な暮らしを余儀なくされている状況にあります。 住宅を再建し住み慣れた地域で生活することが被災者の最大の願いであるとともに、このことは、地域への定住を促し人口流出を防ぎ、地域の活力や地域コミュニティーの維持のためにも重要な意味を持ちます。 被災者生活再建支援法では、全壊家屋の再建に最大300万円が支給されますが、東日本大震災津波の被災地では、現行制度だけでは不十分であり、住宅再建や住宅確保が進んでいないため、自宅再建が難しい高齢者や生活困窮者など被災者個々の実情に合わせた支援策が必要であるとともに、全国各地で頻発している局地的な自然災害による被災者に対しても、等しく救助の手を差し伸べられるような施策にすることが必要です。 よって、国においては、東日本大震災津波による被災者の生活再建の推進や局地的な自然災害による被災への支援の充実を図るため下記の措置を講ずるよう強く要望します。 記 １．被災者生活再建支援金の最高額を500万円に引き上げること。 ２．被災者生活再建支援金の支給について、半壊を対象に含めるなど支給対象を拡大するとともに、局地的な自然災害にも対応できるよう支給要件を緩和すること。 ３．被災者生活再建支援金の支給の拡充に当たっては、国の負担割合を引き上げること。 ４．自宅再建の難しい被災者に対して、災害公営住宅への入居に係る負担軽減等を含めた居住確保のための総合的な支援策を実情に合わせて拡充すること。 以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき意見書を提出いたします。

市町村議会名	意見書の内容
野　田　村	【議決年月日】平成 27 年 3 月 19 日 【提　出　先】内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣、岩手県知事 【件　　　名】安心・安全の医療・介護実現のための夜勤改善・大幅増員を求める意見書 東日本大震災では、「医療崩壊」「介護崩壊」の実情が改めて明らかになり、その中で医師、看護師、介護職員など医療・福祉労働者の人手不足も浮き彫りになりました。 厚生労働省が2011年６月17日に出した「看護師等の雇用の質の向上のための取り組みについての通知（５局長通知）」では、「看護師等の勤務環境の改善なくして、持続可能な医療提供体制や医療安全の確保は望めない。夜勤・交替制労働者等の勤務環境改善は、喫緊の課題」としています。安全・安心の医療・介護のためにも、看護師など夜勤・交替制労働者の増員と、労働環境の改善のために、法規制が必要です。 震災からの復興、地域医療再生のためにも、医療・社会保障予算を先進国並みに増やし、国民の負担を減らすことが求められています。 医師・看護師・介護職員等の増員を実現し、安全でゆきとどいた医療・看護・介護の拡充を図るための対策を講じられるよう、下記の事項について国に要望します。 記 １．看護師など夜勤交替制労働者の労働時間を、１日８時間、週32時間、勤務間隔12時間以上とし、労働環境を改善すること。 ２．医師・看護師・介護職員等を、大幅に増やすこと。 ３．国民（患者・利用者）の自己負担を減らし、安全・安心の医療・介護を実現すること。 以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき意見書を提出いたします。

市町村議会名	意見書の内容
野　田　村	【議決年月日】平成 27 年 3 月 19 日 【提　出　先】内閣総理大臣、農林水産大臣、衆議院議長、参議院議長 【件　　　名】「農業・農協改革」に関する意見書 政府は、2014年６月24日、「規制改革会議答申」を受け、「農林水産業・地域の活力創造プラン」を改訂し、農業所得の増大や農業の成長産業化のために農協・農業委員会等に関する改革の推進を提起しています。 いま提起されている「農業改革」は、農業生産法人による農地の集積・集約化、新規参入の促進、農業生産法人要件の緩和等をしようというものです。 そして、いのちの源である食糧生産を担う農業が縮小し、食の安全・安定供給や農業の持つ多面的機能を失い、地域を支える生業や雇用を奪うことになります。 農業委員の公選制を廃止し、地域農業振興の建議機能を奪うことは、農地管理や農業振興に対する農業者の意見表明の場を奪うことになります。 また、農協のあり方に政治が介入することは、ＩＣＡ（国際協同組合同盟）も批判しているように、協同組合原則を否定するものであります。 政府が進めようとしている農協中央会の新たな組織への改編、連合会の株式会社化、単協から信用事業を奪うことは、総合事業を通して地域のインフラを提供し、地域経済を支えている農協事業の役割を否定するもので、地域と雇用の崩壊をもたらします。 国連は、2014年を「国際家族農業年」とし、食糧危機の解決と食糧主権確立のための持続可能な農業のあり方として、家族農業経営の普及を呼びかけました。安全な食料の安定供給や環境保全、人の住める地域を守るためにも、家族農業経営を守り育て、それを支える農協や農業委員会の機能を強化することこそ必要です。 以上の趣旨から、下記事項について強く要請します。 記 １．食料自給率の向上を目指すこと。 ２．協同組合の自主性を守り、農協の株式会社化等への組織改編、独占禁止法の適用除外等を含め、強制的に法律で押し付けないこと。 ３．「農協改革」は、地域経済やインフラを破壊し、農協労働者はじめ地域の雇用を奪うものであり、中止すること。 ４．農業委員の公選制を維持し、農業委員会の機能を充実すること。 ５．所有方式による企業の農業参入など、農地制度の改定は見直すこと。 以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき意見書を提出いたします。

市町村議会名	意見書の内容
九　戸　村	【議決年月日】平成 27 年 3 月 16 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣 【件　　　名】「手話言語法」制定を求める意見書 手話とは、日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙（ごい）や文法体系をもつ言語である。手話を使うろう者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきた。 しかしながら、ろう学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史があった。 2006 年(平成 18)年 12 月に採択された国連の障がい者権利条約には、「手話は言語」であることが明記されている。 障がい者権利条約の批准に向けて日本政府は国内法の整備を進め、2011(平成 23)年８月に成立した「改正障がい者基本法」では「全て障がい者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」　と定められた。 また、同法第 22 条では国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務づけており、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要であると考える。 よって、政府と国会が下記事項を講ずるよう求めるものである。 記 手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした「手話言語法（仮称)」を制定すること。 以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき意見書を提出いたします。

市町村議会名	意見書の内容
洋　野　町	【議決年月日】平成 27 年 3 月 13 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣、内閣官房長官、内閣官房長官、内閣府特命担当大臣（防災）、復興大臣 【件　　　名】被災者生活再建支援制度の拡充を求める意見書 　東日本大震災津波から４年が経過しましたが、この間、本格的な復興に向けた基盤づくりが進んだ一方、甚大な被害の爪痕は深く、いまだに多くの被災者が応急仮設住宅やみなし仮設住宅での不自由な暮らしを余儀なくされている状況にあります。 　住宅を再建し住み慣れた地域で生活することが被災者の最大の願いであるとともに、このことは、地域への定住を促し人口流出を防ぎ、地域の活力や地域コミュニティーの維持のためにも重要な意味を持つものであります。 被災者生活再建支援法では、全壊家屋の再建に最大 300 万円が支給されますが、東日本大震災津波の被災地では、現行制度だけでは不十分であり、住宅再建や住宅確保が進んでいないため、自宅再建が難しい高齢者や生活困窮者など被災者個々の実情に合わせた支援策が必要であるとともに、全国各地で頻発している局地的な自然災害による被災者に対しても、等しく救助の手を差し伸べられるような施策にすることが必要であります。 　よって、国においては、東日本大震災津波による被災者の生活再建の推進や局地的な自然災害による被災への支援の充実を図るため、次の措置を講ずるよう強く要望します。 １　被災者生活再建支援金の最高額を 500 万円に引き上げること。 ２　被災者生活再建支援金の支給について、半壊を対象に含めるなど支給対象を拡大するとともに、局地的な災害にも対応できるよう支給要件を緩和すること。 ３　被災者生活再建支援金の支給の拡充に当たっては、国の負担割合を引き上げること。 ４　自宅再建の難しい被災者に対して、災害公営住宅への入居に係る負担軽減等を含めた居住確保のための総合的な支援策を実情に合わせて拡充すること。 　以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
洋　野　町	【議決年月日】平成 27 年 3 月 13 日 【提　出　先】岩手県知事、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、文部科学大臣 【件　　　名】安全・安心の医療・介護実現のための夜勤改善・大幅増員を求める意見書 東日本大震災では、「医療崩壊」「介護崩壊」の実情が改めて明らかになり、その中で医師、看護師、介護職員など医療・福祉労働者の人手不足も浮き彫りになりました。 厚生労働省が平成 23 年６月 17 日に発した「看護師等の『雇用の質』の向上のための取り組みについての通知」では、「看護師等の夜勤環境の改善なくして、持続可能な医療提供体制や医療安全の確保は望めない。夜勤・交替制労働者等の勤務環境改善は、喫緊の課題」としています。 安全・安心の医療・介護のために、看護師など夜勤・交替制労働者の増員と、労働環境の改善のために、法規制が必要です。 震災からの復興、地域医療再生のためにも、医療・社会保障予算を増やし、国民の負担を減らすことが求められています。 医師・看護師・介護職員等の増員を実現し、安全でゆきとどいた医療・看護・介護の拡充を図るための対策を講じられるよう、下記の事項について要望します。 １　看護師など夜勤交替制労働者の労働時間を、１日８時間、週 32 時間、勤務間隔 12 時間以上とし、労働環境を改善すること。 ２　医師・看護師・介護職員等を、大幅に増やすこと。 ３　国民の負担を減らし、安全・安心の医療・介護を実現すること。 以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
一　戸　町	【議決年月日】平成27年3月18日 【提　出　先】内閣総理大臣、厚生労働大臣、文部科学大臣、衆議院議長、参議院議長 【件　　　名】「手話言語法」制定を求める意見書 手話とは、日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系をもつ言語です。手話を使うろう者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきました。 しかしながら、ろう学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史がありました。 平成18年12月に採択された国連の障害者権利条約には、「手話は言語」であることが明記されています。 障害者権利条約の批准に向けて日本政府は国内法の整備を進め、平成23年8月に成立した「改正障害者基本法」では「全ての障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められました。 また、同法第22条では国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務づけており、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要であると考えます。 こうした観点から、以下の事項を実現するよう強く要望します。 記 手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした「手話言語法（仮称)」を制定すること。 以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します

市町村議会名	意見書の内容
一　戸　町	【議決年月日】平成 27 年 3 月 18 日 【提　出　先】岩手県知事、岩手県副知事、岩手県総務部長、岩手県教育委員会教育長 【件　　　名】県北地域中学生の多様な進路希望をかなえるために、県立一戸高等学校総合学科の充実を求める意見書 県立高等学校教育のあり方検討委員会の報告を受けて、岩手県教育委員会は「今後の高等学校教育の基本的方向（改訂案）」を示し、平成 27 年度には概ね 10 年後を見据えた第２次県立高等学校整備計画策定を進めるとしています。 今後の高等学校教育の基本的方向（改訂案）では、少子化の進行により二戸地区の中学校卒業予定者が平成 33 年には 400 人程度になると予想しております。これは進学率や地域間交流などを考慮し、高校標準法で定める１学級定員 40 名で計算すると９学級、２校程度で充足されることになります。これでは、中学生の進路選択が制限されるばかりか、自宅からの高等学校通学にも支障をきたしかねません。 中学卒業予定者が減少する中で、多くの専門学科開設が困難な二戸地区において、生徒の多様な進路希望をかなえるためには、多様な系列講座を開設できる総合学科を今以上に充実するしかないと考えます。これまで一戸高等学校は平成 17 年に総合学科高校へ改編の後、平成 21 年に地域内の学級数の調整を行う形で、４学級から３学級へと定数削減されました。その中でできる限り開設講座を削減しないよう対応し、生徒の多様性に対応するよう努力を続けてきました。今後さらに地域内の生徒数の減少が見込まれる中で、各学校や市町村が生徒の奪い合いをしていたのでは、本来かなえるべき普通科以外への多様な進路実現ができなくなるものと危惧しています。 一戸高等学校は、一戸町のみならず二戸地域に根ざした教育に積極的に取り組んでいます。また一戸町は一戸高等学校の特色・魅力ある学校づくりのために、生徒の海外派遣や、なぎなた選手の大会派遣、「華一（はないち）同好会」への補助をしています。さらに、卒業生の町内企業への就職支援のために、初年度の給料の一部補助を実施するなど支援協力しています。 つきましては、県北地域の中学生の多様な進路実現のために、第２次高等学校整備計画策定にあたり、以下のとおり要望します。 記 １　県北地域の中学生の多様な進路実現のために、一戸高等学校総合学科を充実させ、高校標準法によらない教員加配を行い、今以上の教員及び生徒の定数削減を行わないこと。 ２　路線バス等が未開通の地区や地域内で長距離通学生徒について、スクールバスの運行や通学費補助、寄宿舎の開設などを検討し、通学困難者をつくらないよう対処すること。 ３　青森県との隣接協定に一戸高等学校を加え、県外からの入学を可能にすること。 以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

<table>
<tr><th>市町村議会名</th><th>意見書の内容</th></tr>
<tr><td>一　戸　町</td><td>【議決年月日】平成 27 年 3 月 18 日
【提　出　先】内閣総理大臣、内閣官房長官、農林水産大臣、衆議院議長、参議院議長
【件　　　名】農業改革の見直しを求める意見書

政府は、2014 年６月 24 日、「規制改革会議答申」を受け、「農林水産業・地域の活力創造プラン」を改訂。「骨太方針 2014」及び「新成長戦略」に「農業改革」を位置付けました。
この「農業改革」には、農業委員会委員の公選制廃止、農協改革などが含まれており、農業だけでなく、国民の食料と地域の将来に大きな影響を及ぼすものであります。
農業委員会委員の公選制を廃止し、地域農業振興の建議機能を奪うことは、農地管理や農業振興に対する農業者の意見表明の場を減少させることになり、また、農業生産法人の要件緩和は、企業の農地取得に道を開くことになり、集落内の農地の利用や調整に懸念が生じます。
全国農業協同組合中央会の新たな組織への改編、全国農業協同組合連合会の株式会社化、単位農協からの信用・共済事業の分離は、総合事業を通して地域にインフラを提供し、地域経済を支えている農協の役割を軽視するもので、地域経済に大きな影響を与える恐れがあります。
また、いのちの源である食料生産を担う農業が縮小し、食の安全・安定供給や農業の持つ多面的機能が失われ、地域を支える生業や雇用を奪うことにつながります。
いま食料危機が心配される中、安全な食料の安定供給、環境保全、地域コミュニティの維持のためにも、家族農業経営を軸とする担い手を守り育て、それを支える諸制度を充実させ、農協や農業委員会の機能を強化することこそ必要です。
以上の趣旨から、下記の事項について強く要望いたします。

記

１　「骨太方針 2014」及び「新成長戦略」に位置付けた「農業改革」を見直すこと。
２　農業改革にあたっては、農業者や農業団体等の意見や実情を踏まえた内容とし、家族農業経営を軸とする担い手を支援する諸制度を充実させ、農業委員会及び農協の役割を軽視せず、生産の振興と食料自給率の向上に資するものとすること。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出します。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>市町村議会名</th><th>意見書の内容</th></tr>
<tr><td>一　戸　町</td><td>【議決年月日】平成 27 年 3 月 18 日
【提　出　先】内閣総理大臣、防衛大臣、衆議院議長、参議院議長
【件　　　名】集団的自衛権に関する閣議決定を撤回し、これに基づく法整備を行わないことを求める意見書

　政府は７月１日の臨時閣議で集団的自衛権の行使容認を決定し、関連法の改正に向けて準備を行っています。
　国連憲章は第 51 条で加盟国の「武力行使」を原則として禁止する一方、集団安全保障、個別的または集団的自衛権による「武力行使」については例外的に許容しています。しかし政府は、昭和 47 年 10 月 14 日に参議院決算委員会に提出された「集団的自衛権と憲法との関係に関する政府資料」において、「わが国憲法の下で武力行使を行うことが許されるのは、わが国に対する急迫、不正の侵害に対処する場合に限られるのであって、したがって他国に加えられた武力攻撃を阻止することをその内容とするいわゆる集団的自衛権の行使は、憲法上許されないといわざるを得ない」との見解を示してきました。
　戦後 70 年を迎え、国際社会や国際情勢の変化とともに、自衛隊のＰＫＯ参加など、わが国に求められる国際貢献のありかたも変わってきています。またアルジェリアでの武装集団による拉致殺害事件など、世界で活躍をする邦人が危険にさらされることも増えてきています。それらへの対応が必要であることには一定の理解を示すものです。しかしながら、「憲法は政府の行為を拘束する最高法規」であり、今回の安易な解釈変更による対応は容認できません。
　軍部独走による先の戦争は、石油資源の輸送路確保など「安全保障のための自衛権行使」を標榜していました。憲法の解釈変更により歯止めなく行為が追認され、これと同じことが行われることを危惧するものです。わが国にとって本当に集団的自衛権が必要なものであれば、憲法改正の国民議論を経て本来なされるものであると考えます。政府には集団的自衛権の行使容認は、国のあり方の変更を伴う重要事項ととらえ、小手先の対応ではなく真剣に取り組むよう、以下のとおり要望します。

記

１　集団的自衛権に関する閣議決定を撤回し、これに基づく法整備を行わないこと。
２　集団的自衛権の行使容認は、わが国の安全保障にかかわる重要事項ととらえ、国民の意見を真摯な態度で汲取り十分な議論を尽くしたうえで決定すること。

　以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。</td></tr>
</table>